

R4年度「食のみやこ鳥取県」バージョンアップ事業費補助金1次募集

副業兼業プロジェクトの枠組み等による県内外の専門人材を活用して、鳥取県の食材や食文化、料理等の普及活動、地域資源を活用した名物料理づくりや特産品の開発、ブランド化推進等「食のみやこ鳥取県」のバージョンアップを支援することで、国内外から県内への誘客促進に資することを目的に、「食のみやこ鳥取県」バージョンアップ事業費補助金の交付対象となる事業候補の募集を行います。

区分	募集期間	予算額
1次募集	令和4年10月19日(水)～同年11月11日(金)	1千5百万円

※採択事業の採択額が予算額を超える場合、審査結果を元に順位付けし、採択額を予算額以内に配分・順位によって不採択とすることがあります。

※予算残額等に関係し、2次募集を行わない可能性もあります。

交付金の概要

1 事業の内容	副業兼業プロジェクトの枠組み等による県内外の専門人材を活用して、国内外から県内への誘客促進を目的とした、鳥取県の食材や食文化、料理等の普及活動、地域資源を活用した名物料理づくりや特産品の開発、ブランド化推進等「食のみやこ鳥取県」をバージョンアップする取組。
2 補助対象者	<グループ>副業兼業プロジェクトの枠組み等による県内外の専門人材を活用して、国内外から県内への誘客促進を目的とした、鳥取県の食材や食文化、料理等の普及活動、地域資源を活用した名物料理づくりや特産品の開発、ブランド化推進等「食のみやこ鳥取県」をバージョンアップに取り組む県内の民間団体、グループ 等 <個店>副業兼業プロジェクトの枠組み等による県内外の専門人材を活用して、国内外から県内への誘客促進を目的とした鳥取県の食材や食文化、料理等の普及活動、地域資源を活用した名物料理づくりや特産品の開発、ブランド化推進等「食のみやこ鳥取県」をバージョンアップに取り組む飲食関係事業者 ※グループ・個店共に市町村、食のみやこ鳥取ブランド団体支援交付金・鳥取県林業団体等支援交付金の対象団体は交付対象外。本交付金の主となる申請者は、鳥取県内に事業所等を有する者とする。また県外事業者等は構成員の1/2未満とし、主となる事業者は県内に事業所等を有するものとする。
3 補助対象経費	専門人材への謝金（1プロデュースあたり20万円以内、上限60万円）、旅費、新たな店づくりに係る経費（プロデュースに基づく備品購入費（ただし、50万円未満のもの）等）、事業実施に必要な調査費、食材等の購入費、イベント開催に係る経費、情報発信経費 等 ※事業実施主体の運営に係る経常的な経費、人件費、食糧費（事業実施に必要不可欠なものは除く）、県が主催するイベントへの出展に係る経費、及び国の補助金または県の他の補助金等の対象経費としている経費は対象としない。 ※「本事業の完了の日」は原則「交付対象経費の額が確定した日」とする。 ※食との関連性が低い経費については、対象としない場合がある。
4 補助率	3/4以内
5 補助金の上限額	上限額 3百万円（1事業者・グループ当たり）

※ 対象経費のうち委託費については、原則、県内事業者が実施したものに限ります。

※ 以下は交付対象外になります。

[例]

- 専門人材の活用がされていない事業
- 県が事業主体（構成員）となっている事業、開催経費に県費が充当されているイベント等。
- 国または県の他の補助金を受けている事業
- 自治体から委託を受けた事業

募集方法・事業採択（1次募集）

(1) 募集期間

令和4年10月19日(水)～同年11月11日(金)

(2) 事業採択の方法

事前審査（書類審査）を経て、有識者等で構成する審査会での事業内容のプレゼンテーションを踏まえ、事業の実施の確実性、計画の妥当性、活用する専門人材の効果、有効性、食のみやこ鳥取県のバージョンアップについて、情報発信力、県内への誘客効果等を審査し、採択事業を決定します。（詳細は募集要領をご確認ください。）

本審査は令和4年11月中・下旬を予定しています。

(3) 募集要領・応募用紙

鳥取県食のみやこ推進課ホームページから入手できます。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/syokunomiyako/>

★お問い合わせ・応募先★

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県市場開拓局 食のみやこ推進課

電話 0857-26-7836

ファクシミリ 0857-21-0609

【よくあるご質問 Q & A】

Q この制度ではどのような事業が補助対象になりますか？

[A] 国内外から県内への誘客促進のため、専門人材を活用して、「食のみやこ鳥取県」のバージョンアップする定着・継続性のある取組を支援するためのもので、画一的に事業内容を規定しているものではありません。

[例]

- ・飲食店へ誘客を行うための新メニュー開発
- ・特定層（ハイエンド層等）への誘客に向けた店づくり
- ・地域へ誘客を行うための名物料理づくりや県内の伝統料理や食文化の発掘調査・情報発信 等
- ・地域、グループ等での県産品のブランド化に向けた新たな取組み、PR等
- ・ご当地グルメ大会、料理対決等の食に係る地域イベント開催（一過性のイベントではないこと）

Q 補助対象にならない事業はどのようなものですか？

[A]

[例]

- ・既に支援が行われていた既存事業の財源振替的なもので、本事業の実施により新たな展開が期待されないもの
- ・専門人材の活用がされていない事業
- ・県が事業主体（構成員）となっている事業、開催経費に県費が充当されているイベント等。
- ・国または県の他の補助金を受けている事業
- ・自治体から委託を受けた事業

Q 事業実施主体に制限はありますか？

[A]

- ・事業実施に伴う地域への波及効果を考え、飲食店、NPO、任意組織等のグループを想定しています。
- ・事業主体は団体、グループ、企業、飲食店事業者等幅広に考えており、特に制限はありません。事業目的に照らし、実施内容での判断となります。
- ・市町村、食のみやこ鳥取ブランド団体支援交付金・林業団体等支援交付金の対象団体は対象外としますが、それらが構成員として含まれる実行委員会等を組織すれば事業対象と認められます。
- ・構成員に県外事業者等が含まれる場合、県外事業者は構成員の1／2未満とし、主となる事業者は県内に事業所等を有する必要があります。

Q 「専門人材」とはなんですか？

[A] 特定の分野に関して専門性を有し、新たな商品・サービスの開発、情報発信等や誘客に向けた取組を具現化できる・実績のある人材を想定しています。

[例]

- ・著名なシェフ・料理人や飲食業界に人脈・ネットワークを有する方
- ・実際にハイエンド層の誘客に成功している経営者
- ・食に関するイベントの開催実績・誘客実績のある方
- ・副業兼業プロジェクトの枠組み等による県内外の専門人材

Q 専門人材を2人活用し、1メニュー開発した場合、1プロデュースになりますか？

[A] 違います。問の事例通りだと、1プロジェクトに2プロデュースになります。

1プロジェクトあたりに、複数の専門人材のプロデュースを受けるのには問題ありません。

しかし、1プロデュースあたりの謝金は上限20万円以内、全プロジェクト合計の謝金の上限は60万円になります。